

(仮称)松山市子ども・子育て支援事業計画 構成(案)

平成26年3月

(仮称)松山市子ども・子育て支援事業計画構成(案)

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み
- 3 人口等の見通し
- 4 子育てに関する意識の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 めざす姿
- 2 基本理念
- 3 基本方針

第4章 施策の展開

- 1 施策体系
- 2 基本方針における基本施策と取り組み・事業

第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

第6章 計画の推進に向けて

- 1 市民及び関係団体等との連携等
- 2 計画の進捗状況の管理・評価

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現及び「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、子ども・子育て支援法に基づき事業計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に定められた市町村計画である。

また、松山市総合計画を上位計画とし、本市の関連する個別計画と整合を図りながら、現行の「松山市次世代育成支援行動計画（後期まつやま子育てゆめプラン：平成22年度～平成26年度）」の内容を引き継ぐ計画として策定する。

3. 計画の期間

平成27年度～平成31年度までの5か年とする。

4. 計画の策定方法

次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画（後期まつやま子育てゆめプラン）に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）を実施した上で、目標設定を行う。

また、事業計画を定め、変更するときは、松山市子ども・子育て会議において意見を聴き、パブリックコメント等による地域住民の意見を反映させた上で策定する。

現行の『後期まつやま子育てゆめプラン』におけるこれまでの取組について総括するとともに、松山市の人口等の見通しや、ニーズ調査結果をもとに子ども子育て支援ニーズ等を整理する。

1. 子どもをめぐる状況

子ども・子育て支援新制度の導入に至った経緯等を示す。

2. これまでの子ども・子育て支援の取り組み

現行の『後期まつやま子育てゆめプラン』の達成状況等を示す。

3. 人口等の見通し

松山市の人口や就学前児童数等の今後の見通しを示す。

4. 子育てに関する意識の現状

ニーズ調査の結果を分析し、子育て世帯の現状と今後のニーズについて示す。

1. めざす姿(将来像)

国の基本指針や第6次松山市総合計画を踏まえた将来像を、新たに設定する。

2. 基本理念

国が示している基本指針を踏まえ、現行の『後期まつやま子育てゆめプラン』の基本理念をベースに検討する。

現行計画 【後期まつやま子育てゆめプラン】

1. 子どもの視点を尊重します
2. すべての子どもと家庭を支援します
3. 社会全体で子育てを支援します



(仮称)松山市子ども・子育て支援事業計画

1. 子どもの視点を尊重します
2. すべての子どもと子育て家庭を支援します
3. 社会全体で子育てを支援します

3. 基本方針

国が示している基本指針を踏まえ、現行の『後期まつやま子育てゆめプラン』の基本方針をベースに検討する。

現行計画(後期まつやま子育てゆめプラン)

- ①地域における子育ての支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥子どもの安全の確保
- ⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- ⑧経済的な支援の推進

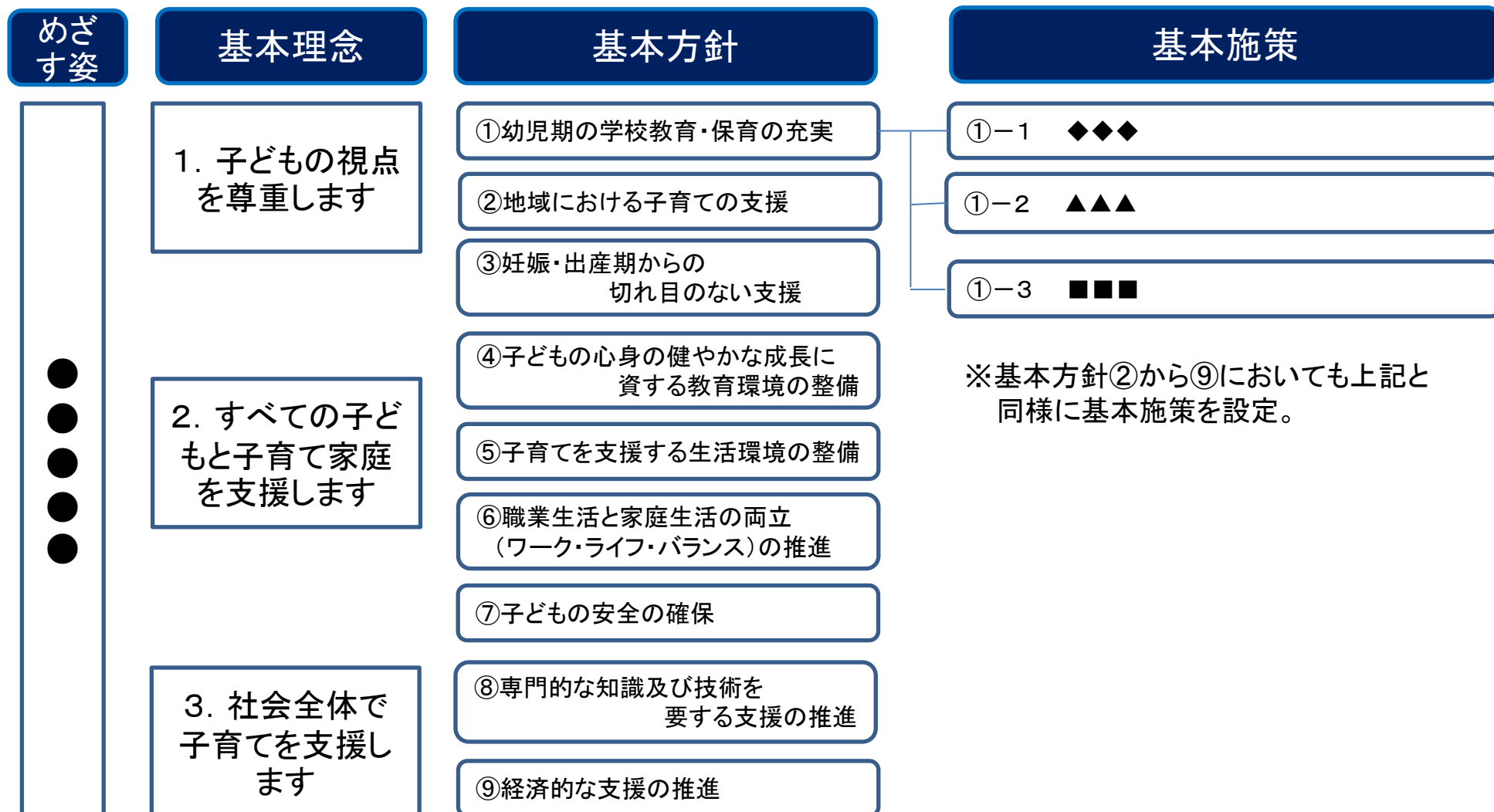


(仮称)松山市子ども・子育て支援事業計画

- ①幼児期の学校教育・保育の充実
- ②地域における子育ての支援
- ③妊娠・出産期からの切れ目のない支援
(母性並びに乳児及び幼児等の健康増進)
- ④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ⑤子育てを支援する生活環境の整備
- ⑥職業生活と家庭生活との両立
(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ⑦子どもの安全の確保
- ⑧専門的な知識及び技術を要する支援の推進
- ⑨経済的な支援の推進

めざす姿、基本理念、基本方針の下に基本施策を設定し、国の基本指針にある子ども・子育て支援施策や、本市独自の施策等を体系別に記載する。

(施策体系の記載イメージ)



新制度での給付対象となる教育・保育施設、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに、平成27年度から平成31年度までの5年間の「量の見込み」と、その見込みに対応する「確保方策」を各年度毎に記載する。

1. 教育・保育事業

○提供区域

教育・保育提供区域は、松山市が策定している「地域福祉計画」、「都市計画マスタープラン」等を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等を勘案し、9区域に設定する。

○「量の見込み」及び「確保方策」

- ・教育・保育施設及び地域型保育事業については、教育・保育施設と地域型保育事業ごとに、1～3号の認定区分別に設定。ただし、3号認定については、0歳と1～2歳に区分する。
- ・今後の利用希望については、実施したニーズ調査から国が示した“利用希望把握調査(ニーズ調査)集計方法等の「作業手引き」”に基づき推計する。
- ・確保方策については、新制度において確認を受けない(現行のまま私学助成を受ける)幼稚園についても、確保方策に含める。

(実施計画の記載イメージ)

〇〇区域		1年目(27年度)			2年目(28年度)			3年目(29年度)		
		教育標準時間認定(1号)	3歳以上保育認定(2号)	3歳未満保育認定(3号)	教育標準時間認定(1号)	3歳以上保育認定(2号)	3歳未満保育認定(3号)	教育標準時間認定(1号)	3歳以上保育認定(2号)	3歳未満保育認定(3号)
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業	0人	0人	20人	0人	0人	30人	0人	0人	50人
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人

※教育・保育施設: 認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業: 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

～

2. 地域子ども・子育て支援事業

○提供区域

基本は教育・保育提供区域と共通の9区域とするが、事業ごとに広域利用の実態が異なる場合は、実態に応じて事業ごとに設定する。

○「量の見込み」及び「確保方策」

- ・今後の利用希望については、実施したニーズ調査から国が示した“利用希望把握調査(ニーズ調査)集計方法等の「作業手引き」”に基づき推計する。
- ・事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であることから、母子保健関連施策との連携の確保に努める。

(実施計画の記載イメージ)

〇〇事業(〇〇区域)	1年目(27年度)	2年目(28年度)	3年目(29年度)
①量の見込み	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)
②確保の内容	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)
②－①	0	0	0

※各事業(地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ等)ごとに策定。

(参考)事業計画必須記載事業

教育・保育事業	地域子ども・子育て支援事業
■教育・保育施設 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育事業 ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

市民及び関係団体等との連携と子ども・子育て会議の役割の一つである、事業計画策定後のPDCAサイクルについて記載する。

1. 市民及び関係団体等との連携等

- ・子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所は、地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者と連携を行う。
- ・子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施可能な体制を整備。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

- ・各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況やこれに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。
- ・個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。
- ・利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。
- ・1号～3号の認定子どもの状況が、量の見込み量と大きく乖離がある場合には、計画の見直しが必要となる。計画の見直しを行う際は、計画の中間年を目安として行う。(見直し後の計画は、当初の計画期間とする)



毎年度、松山市子ども・子育て会議にて、事業計画の中の個別事業及び計画全体について点検・評価を行い、「量の見込み」と「確保方策」の内容について、見直しの必要がある場合は、中間年(計画3年目)を目安として見直す。